



Newsletter

2024 年 12 月号

テーマ

税務動向

- [企画財政部、「半導体エコシステムへの支援の強化方案」の発表](#)
- [企画財政部、「2023 改正税法のまとめ」の発刊](#)

例規・判例

○ 国税庁

- [投資・共生協力促進税制の適用除外対象法人の課税方式の選択可否](#)
- [中小企業社会保険料税額控除の 1 次控除の当時、中小企業だった法人が追加控除の適用対象の事業年度には一般企業に該当するようになった場合、追加控除が適用されるか否か](#)
- [賃貸目的の事業用資産に関する租税特例制限法§130②「首都圏過密抑制圏域内の投資」の判定基準になる事業場の意味](#)
- [国家戦略技術の事業化施設に対する追加控除の計算方法](#)

2024. 12. 31

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group (JSG)

税務動向

企画財政部、「半導体エコシステムへの支援の強化方案」の発表

政府は 11 月 27 日に産業競争力強化向けの関係長官会議で「半導体エコシステムへの支援の強化方案」を発表しました。国家戦略技術の投資税額控除の対象に R&D 装備等の研究開発施設への投資を含め、半導体企業に対する国家戦略技術の投資税額控除率を引き上げる方案等を推進し、積極的に支援する計画だと明らかにしました。

主な内容は次の通りです。

主要内容

○ 財政支援

- 基盤施設等に対する企業の負担を大幅に緩和
 - （電力網）半導体特別法が国会を通過する時、龍仁・平沢半導体クラスターの送電インフラの構築に対する全面的な企業負担の軽減方案を直ちに設ける
 - （基盤施設）国家先端戦略産業の特化団地に対する政府の支援限度を引き上げる等、追加の支援方案を設ける
 - （人材）優秀な人材の海外流出を防止し、先端産業の専門人材を養成できるよう様々な方案を講ずる

○ 税制支援

- 国会と協議して半導体等の国家戦略技術の税額控除の拡大を推進
 - （適用対象）国家戦略技術の投資税額控除の対象に R&D 装備等の研究開発のための施設投資を含む
 - （控除率）半導体企業に対する国家戦略技術の投資税額控除率を引き上げ
- 半導体製造に使用される部分品に対して割当関税を適用

○ 金融支援

- 2025 年 14 兆ウォン以上の方針金融への支援およびファンド投資を本格的に執行
 - （対象）素材・部品・装備、ファブレス、製造等の全半導体分野に対して総 14 兆ウォン以上の方針金融を供給（貸付、保証、保険）

企画財政部、「2023 改正税法のまとめ」の発刊

企画財政部の税制室では毎年、前年度に改正された税法の主な内容を税法別にまとめた「改正税法のまとめ」を発刊しています。今回発刊した「2023 改正税法のまとめ」には、租税法令のうち 2023 年等の最近公布された改正法律と関連施行令および施行規則の改正内容と改正理由がまとめられています。

主な内容は次の通りです。

主要内容

- 動画コンテンツの制作費用に対する税額控除率の引き上げ
- 国家戦略技術および新成長源泉技術の拡大
- 国内復帰海外進出企業に対する税額減免および期間の拡大
- 家業承継贈与税の低率課税区間を上方修正
- 職務発明金の非課税限度の引き上げ
- 民間ベンチャー母ファンド出資法人の税額控除の新設
- 機会発展特区に対する税制支援の新設
- 輸入配当金の益金不算入規定の合理化
- 農漁村特別税の有効期間 10 年延長
- 婚姻・出産による贈与財産控除の新設

例規・判例

【国税庁】投資・共生協力促進税制の適用除外対象法人の課税方式の選択可否

（書面-2023-法人-2344、2024.1.11.）

■ 質疑

未還流所得に対する法人税の納付対象から除外された法人が次期還流積立金に対する法人税を投資を含む方式で申告する時、以前事業年度に対しても投資を含む方式に変更しなければならないか

- （1 案）以前事業年度の課税方式を変更する必要がない
- （2 案）以前事業年度の課税方式を変更しなければならない

■ 事実関係

- 質疑法人は鉄板加工業を営む企業であり、2021～2022 事業年度に投資を除く方式で未還流所得に対する法人税を申告し、2021 事業年度 19.4 億ウォン、2022 事業年度 4.4 億ウォンを次期還流積立金として申告した
- 質疑法人は自己資本 500 億ウォンの超過法人に該当し、2023 事業年度から未還流所得に対する法人税の納付対象から除外されたが、既に発生した次期還流積立金に対して法人税を納付する予定である

回答

「租税特例制限法」が改正（法律第 19199 号、2022.12.31.）されたことにより、2023 事業年度から租税特例制限法第 100 条の 32 第 1 項の投資・共生協力促進のための課税特例の適用対象から除外された内国法人が 2021 事業年度および 2022 事業年度に積み立てた次期還流積立金がある場合、租税特例制限法第 100 条の 32 第 6 項の規定を適用して計算した金額を 2023 事業年度の法人税額に追加して納付しなければならず、2023 事業年度の超過還流額がある場合、積み立てられた次期還流積立金から差し引くことができるものである。

この時、2023 事業年度の超過還流額を計算するにおいて 2022 事業年度分に対して同条第 2 項第 2 号の方法（投資を除く方式）で未還流所得に対する法人税を申告する場合には、同条第 2 項第 1 号（投資を含む方式）と第 2 号（投資を除く方式）のうち、いずれかを選択して算定できるものであり、2023 事業年度分に対して同条第 2 項第 1 号（投資を含む方式）を選択した場合には、2024 事業年度分も同じ方式を適用し続けなければならないものである。

【国税庁】中小企業社会保険料税額控除の 1 次控除の当時、中小企業だった法人が追加控除の適用対象の事業年度には一般企業に該当するようになった場合、追加控除が適用されるか否か

（基準-2024-法規法人-0071、2024.6.12.）

■ 質疑

2019 事業年度に中小企業に該当して租税特例制限法§30 の 4 により中小企業社会保険料税額控除が適用された法人が、追加控除の適用対象になる 2020 事業年度には一般企業に該当する場合、2020 事業年度に「2019 事業年度分の追加控除」が適用されるか否か

■ 事実関係

諮問対象法人はソフトウェアの開発・製作・流通およびサービス等を目的に設立された法人であり、2020 事業年度に 2019 事業年度に比べ全体の常時勤労者数および青年等の常時勤労者数が増加し、2019 事業年度までは中小企業に該当したが、2020 事業年度からは一般企業に分類された

回答

該当課税年度（2019）の常時勤労者数が直前課税年度（2018）の常時勤労者数より増加して「租税特例制限法」第 30 条の 4（2021.12.28.法律第 18634 号に改正される前のもの）第 1 項の各号による税額控除が適用された中小企業が控除を受けた課税年度（2019）の終了日から 1 年になる日が属する課税年度（2020）の終了日までの期間中、全体の常時勤労者数が控除を受けた課税年度の全体の常時勤労者数より減少していない場合には、次の課税年度（2020）以後に規模の拡大等により中小企業に該当しなくても同条第 2 項の各号の区分による金額を該当課税年度（2019）の終了日から 1 年になる日が属する課税年度の法人税から控除するものである。

【国税庁】賃貸目的の事業用資産に関する租税特例制限法§130②「首都圏過密抑制圏域内の投資」の判定基準になる事業場の意味

（基準-2024-法規法人-0073、2024.6.28.）

■ 質疑

首都圏過密抑制圏域に本店を置いてレンタル事業を行う場合で、賃借人がレンタル資産を首都圏過密抑制圏域外で使用する場合、租税特例制限法§130②「過密抑制圏域内の投資」に該当するか否かを判断するにおいて基準になる事業場が賃貸法人（諮問対象法人）のレンタル事業場であるか、又は賃貸人の事業場（レンタル資産の使用場所）であるかの判断

■ 事実関係

- 諮問対象法人は車両、情報通信機器および医療機器、事務用機器等のレンタル事業を営む非中小企業であり、2005 年首都圏過密抑制圏域に本店を設置し、2020～2022 事業年度に取得したレンタル資産（全て移動可能な資産であり、税額控除の対象に該当するものと前提）に対して統合投資税額控除を適用してほしいという内容の更正請求を提起した
- 諮問対象法人によるとレンタル資産は全て賃借人が首都圏過密抑制圏域外で使用する

回答

中小企業ではない内国法人が 1990 年 1 月 1 日以後、首都圏過密抑制圏域で新たな事業場を設置して「租税特例制限法」第 24 条による統合投資税額控除の対象資産の貸与を事業として営む場合、同法第 130 条第 2 項の適用時に「首都圏過密抑制圏域にある該当事業場で使用するために取得する事業用の固定資産」に該当するか否かは賃借人が当該資産を使用する場所ではなく、首都圏過密抑制圏域にある該当内国法人の事業場を基準に判断するものである。

【国税庁】国家戦略技術の事業化施設に対する追加控除の計算方法

（書面-2023-法規法人-3395、2024.11.5.）

■ 質疑

国家戦略技術の事業化施設として認定された施設と同じ性格の施設に対する改正前の投資金額が直前 3 年間の年平均投資金額に含まれるか否か

■ 事実関係

- 質疑法人は先端素材等の製造業を営む法人であり、2021 年に改正された「租税特例制限法」第 24 条（*）により二次電池素材施設に対して研究開発税額控除技術審議委員会の審議を経て国家戦略技術の事業化施設として認定された

（*）2021 年に国家戦略技術の事業化施設に対する投資税額控除の新設（2021.12.28.法律第 18634 号）、（附則）2021 年 7 月 1 日以後に国家戦略技術の事業化施設に投資する場合から適用
- 質疑法人は国家戦略技術の事業化施設として認定された施設と同じ性格の二次電池素材施設に対して 2021 年以前から継続的に投資してきた

回答

「租税特例制限法」第 24 条第 1 項第 2 号ロ目の国家戦略技術の事業化施設に対する追加控除の金額を計算する時、「該当課税年度の直前 3 年間の年平均投資金額」には同法の施行規則 [別表 6 の 2] にて規定する施設として、2021 年 7 月 1 日以後に研究開発税額控除技術審議委員会の審議を経て企画財政部長官と産業通商資源部長官が共同で認定する施設に対する投資分のみ含まれるものである。

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノウハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook） / TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷（Lee, Ji Eun） / TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more. Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo. This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2024. For information, contact Deloitte Anjin LLC